

平成 29 年度 定期健康診断受診促進助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

平成 29 年度 180 万円

2. 助成対象

労働安全衛生法第 66 条及び労働安全衛生規則第 44 条に基づき一年以内ごとに 1 回、定期に行う健康診断を受診した県内事業所に在籍する運転者を雇用している会員事業者とする。

但し、下記の健康診断は対象としない。

- ・労働安全衛生規則第 43 条に基づく雇入時の健康診断
- ・労働安全衛生規則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断（深夜労働等）

3. 助成額

1,000 円／1 名

4. 実施期間等

申請受付期間は、平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 5 日とする。

期間中に受診、支払い等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

5. 交付要綱

「定期健康診断受診促進助成金交付要綱」による

定期健康診断受診促進助成金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

（目的）

第 1 条 労働安全衛生法で定められている定期健康診断受診率の向上を図ることにより、運転者の健康状態に起因する事故や労働災害を防止することを目的とする。

（助成対象）

第 2 条 助成対象は、労働安全衛生法第 66 条及び労働安全衛生規則 44 条に基づく定期健康診断を受診した運転者が在籍している一般社団法人徳島県トラック協会（以下、「徳ト協」という。）の会員事業者とする。

（助成額）

第 3 条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

（申請方法）

第 4 条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、実施要領で定める申請受付期間中に「定期健康診断受診促進助成金交付申請書」（様式 1）により、必要書類を添付のうえ徳ト協へ提出する。

（助成金交付）

第 5 条 徳ト協は、会員事業者より提出のあった第 4 条の書類等を審査した上で、会員事業者に対し助成金を交付する。

（助成金の返還）

第 6 条 会員事業者は、第 4 条により提出のあった申請書類等に虚偽の事実が判明した場合は助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

（附 則）

本要綱は平成 28 年 4 月 1 日より適用する。